

答 申 第 6 9 号
令和2年11月6日

青森県議会議長 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会長職務代理者 森 雄 亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和元年9月30日付け青議第255号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

政務調査費返還等履行請求事件に係る原告が裁判所に提出した準備書面についての不開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県議会議長（以下「実施機関」という。）は、不開示とした行政文書のうち、別表の「開示しない部分」欄に掲げる部分を除いた部分を開示することが妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和元年 8 月 16 日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月 青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、「平成〇年（行ウ）第〇号 政務調査費返還等履行請求事件の原告の準備書面」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、青森地方裁判所平成〇年（行ウ）第〇号政務調査費返還等履行請求事件（以下「本件訴訟事件」という。）において、原告が青森地方裁判所に提出した準備書面（以下「本件準備書面」という。）を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、その全部が条例第 7 条第 7 号ロに該当するとして、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年 8 月 29 日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和元年 9 月 1 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が主張している審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書によると、おおむね

次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件処分に係る行政文書不開示決定通知書の「行政文書を開示しない理由」欄には、「争訟に係る事務に関し、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため。」とある。

「県の当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは何か。抽象的で、具体性に乏しい。

原告の準備書面がどのようなもので、何回提出されたものであるか。

「当事者としての地位」とは、どういうことなのか。その部分を黒塗りするなどの対応もあるのではないか

原告の準備書面であり、判決が出ているもので、口頭弁論が終結しているにもかかわらず、不開示決定は不可解である。

よって、本件処分は不当であり、取消しを求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

本件準備書面については、公にすることにより条例第7条第7号口の「争訟に係る事務に関し、県の当事者としての地位を不当に害するおそれ」のある情報が記録されていることを理由に不開示とする処分を行ったものである。

2 本件処分を行った理由

本件準備書面には、本件訴訟事件に係る、原告の攻撃防御方法（法律上及び事実上の主張並びにこれらを立証するための証拠方法）並びに青森県知事の請求及び攻撃防御方法に対する陳述が詳細に記載されている。

また、当該事件については、令和元年〇月〇日に判決が言い渡された後、同年〇月

○日に青森県知事が控訴し、今なお仙台高等裁判所において控訴審が係属中である。

このように、本件準備書面は、当該控訴審に直接関係する情報が記録されており、これを公にすることで、当該控訴審における青森県知事の訴訟活動の支障となり、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 条例第7条第7号該当性について

実施機関は、条例第7条第7号ロに該当するとして、本件準備書面の全てを不開示としているので、以下、本件準備書面の条例第7条第7号ロ該当性について検討する。

(1) 条例第7条第7号の趣旨

ア 条例第7条第7号は、不開示情報として、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、「次に掲げるおそれ」として、各機関に共通的に見られる事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を規定している。

イ このうち、「ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」の趣旨は、県等が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意

思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要があるものである。また、これらの契約等に関する情報の中には、例えば、争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

(2) 条例第7条第7号ロ該当性

ア 実施機関は、本件準備書面が条例第7条第7号ロに該当する理由について、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(ア) 本件訴訟事件については、令和元年〇月〇日に判決が言い渡された後、同年〇月〇日に青森県知事が控訴し、今なお仙台高等裁判所において控訴審が係属中である。

(イ) 本件準備書面には、本件訴訟事件に係る、原告の攻撃防御方法（法律上及び事実上の主張並びにこれらを立証するための証拠方法）、並びに青森県知事の請求及び攻撃防御方法に対する陳述が詳細に記載されており、当該情報は、控訴審に直接関係するものであるから、これを公にすることで、控訴審における青森県知事の訴訟活動の支障となり、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

イ 当審査会が実施機関に対し、弁明書で述べる「青森県知事の訴訟活動の支障となり、県の当事者としての地位を不当に害するおそれ」について具体的かつ詳細に説明するよう求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べている。

(ア) 本件準備書面には、本件訴訟事件の訴外人である各議員（元議員を含む）に係る、平成24年度当時の後援会事務所、政党支部等の名称、連絡先電話番号及び職員の氏名並びに後援会、政党支部等の収支状況が記載されている。

(イ) 本件準備書面を公にすることによって、これらの情報を第三者が知るところになれば、例えば、本件訴訟事件の争点や本件準備書面の作成意図を十分に理解していない第三者が本件訴訟事件の関係者（議員、平成24年度当時の後援会事務所、政党支部等の職員や賃貸人など）に接触して無用な混乱を招き、青森県知事による主張や立証に支障を生ずるなど、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

ウ 当審査会が本件準備書面を見分したところ、同書面は、準備書面1ないし準備書面9の計9通あり、原告が青森地方裁判所において陳述した主張その他の攻撃防御方法のほか、相手方当事者である青森県知事の主張等に対する応答、反論等が記載されていることから、県が行う争訟に係る事務に関する情報であると認め

られる。

しかし、第三者が本件訴訟事件の関係者に接触して無用な混乱を招くとする実施機関の上記説明は、本件開示請求の時点において、本件訴訟事件に係る控訴審が係属中であったことを考慮しても、抽象的な可能性を指摘するにとどまるものと言わざるを得ず、その主張は具体性を欠くものであるから、本件準備書面を公にすることにより、争訟に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる蓋然性があるとまでは認められない。

エ よって、本件準備書面は、これを公にしたとしても、争訟に係る事務に関し、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められない。

(3) 以上から、本件準備書面は、条例第7条第7号ロに該当しない。

3 付加的主張（条例第7条第3号該当性）について

実施機関は、本件の調査審議の過程において、本件準備書面の記載中、別表の「開示しない部分」欄に掲げる部分（以下「追加不開示部分」という。）については、条例第7条第3号にも該当する旨主張している。

そこで、当審査会は、審査請求人に反論の機会を与えた上で、当該部分の条例第7条第3号該当性について検討を行った。

(1) 条例第7条第3号本文該当性

ア 条例第7条第3号本文は、個人に関する情報の不開示情報としての要件を定めており、同号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定し、これらの情報については、原則として不開示とすることとしている。

イ 当審査会が本件準備書面を見分したところ、実施機関が条例第7条第3号に該当すると主張する追加不開示部分には、以下の2つの情報が記載されていると認められる。

(ア) 平成24年度における特定政治団体の事務担当者又は会計責任者の氏名（別表中、整理番号①の情報。以下「本件情報1」という。）

(イ) 特定の県議会議員と当該議員の議員事務所の賃貸人（以下「事務所賃貸人」

という。)との関係性についての記述(別表中、整理番号②の情報。以下「本件情報2」という。)

ウ 本件情報1について

本件情報1は、特定政治団体の事務担当者及び会計責任者の氏名であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるから、条例第7条第3号本文に該当する。

エ 本件情報2について

県議会議員と事務所賃貸人との関係性について記した本件情報2は、個人に関する情報であって、本件準備書面に含まれる両者の氏名と組み合わせることにより、特定の個人を識別することができるものと認められるから、条例第7条第3号本文に該当する。

(2) 条例第7条第3号ただし書該当性

ア 条例第7条第3号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(ただし書イ)、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」(ただし書ロ)又は「当該個人が公務員等(中略)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名(警察職員(中略)の氏名を除く。)及び当該職務遂行の内容に係る部分」(ただし書ハ)に該当する場合は、開示すると規定している。

イ 条例第7条第3号ただし書イ該当性

(ア) 訴訟記録の閲覧等の制度

訴訟記録は、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第91条第1項の規定により、何人も閲覧をすることが可能である(行政事件訴訟においても、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第7条により準用される。)

ただし、公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録の閲覧の請求は、当事者等に限られ(民事訴訟法第91条第2項)、訴訟記録の謄写等の請求も当事者等に限られる(同条第3項)。さらに一定の場合には訴訟記録の秘密記載部分の閲覧等は当事者に限られる(同法第92条)など、訴訟記録の閲覧等を請求することができる者を制限する場合がある。

このように、訴訟記録の閲覧等の制度において、一定の場合には閲覧等の制限が認められていることからすると、訴訟記録に含まれる準備書面についても、情報公開制度において一般的に公にされることが許されていると直ちに解

することはできないのであるから、本件準備書面に記載されている本件情報1及び本件情報2は、「公にされている情報」には該当しない。

(イ) 政治資金収支報告書の閲覧等の制度

政治団体の事務担当者及び会計責任者の氏名は、政治資金収支報告書の記載事項とされていることからすると、本件情報1は、特定政治団体の平成24年分及び同25年分の政治資金収支報告書に記載されていたものと考えられる。

政治資金収支報告書は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条の2の規定により、選挙管理委員会において何人も閲覧又は写しの交付を請求することが可能であるほか、青森県選挙管理委員会では、届出のあった政治資金収支報告書を同委員会のホームページにおいて公表している。

ただし、政治資金収支報告書の閲覧・写しの交付請求が認められる期間は、同報告書の要旨を公表した日から3年を経過する日までとされ、ホームページにおける公表も同一の期間に限定されている。

条例第7条第3号ただし書イの「公にされている情報」には、過去の一定の期間に限って公表された情報は含まれないと解される（条例の解釈運用基準と同旨）、特定政治団体の平成24年分及び同25年分の政治資金収支報告書については、その要旨が平成25年11月と同26年11月にそれぞれ公表されており、本件開示請求の時点において、閲覧等ができる3年の期間を終えてから相当の年月が経過していたものと認められるから、本件情報1は、「公にされている情報」には該当しない。

(ウ) そのほか、当審査会の事務局職員をして、一般に公開されているホームページ等の情報を確認させたが、本件情報1及び本件情報2の内容が慣行として公にされている事実は認められなかった。

(エ) これらのことから、本件情報1及び本件情報2は、いずれも条例第7条第3号ただし書イに該当するとは認められない。

ウ 条例第7条第3号ただし書ロ及びハ該当性

本件情報1及び本件情報2が、条例第7条第3号ただし書ロ及びハに該当しないことは明らかである。

(3) 以上から、本件情報1及び本件情報2が記載されている追加不開示部分は、条例第7条第3号に該当すると認められる。

4 結論

以上のとおり、本件準備書面のうち、追加不開示部分については、条例第7条第3号に該当するため不開示とするべきであるが、その余の部分は開示することが妥当であるので、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別表

文書の名称	開示しない部分	整理番号
準備書面 2	5 ページ目 1 行目23字目から26字目まで 6 ページ目 1 行目32字目から 2 行目 2 字目まで 9 ページ目 8 行目 7 字目から10字目まで 11ページ目 4 行目31字目から 5 行目 1 字目まで 13ページ目 13行目 6 字目から 9 字目まで 23ページ目 8 行目26字目から30字目まで	①
準備書面 8	1 ページ目 13行目13字目から16字目まで 2 ページ目 4 行目 6 字目から10字目まで 14行目 6 字目から 9 字目まで 24行目 6 字目から 8 字目まで 3 ページ目 8 行目 1 字目から 4 字目まで	①
	3 ページ目 22行目12字目から23行目 4 字目まで 24行目12字目から23字目まで 4 ページ目 8 行目 1 字目から22字目まで	②
準備書面 9	1 ページ目 11行目10字目から14字目まで 14行目28字目から29字目まで 16行目 7 字目から 8 字目まで	①

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和元年10月1日	・実施機関からの諮問書を受理した。
令和元年10月23日	・実施機関からの弁明書を受理した。
令和元年12月20日 (第106回審査会)	・審査を行った。
令和元年12月24日	・実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和2年1月17日 (第107回審査会)	・審査を行った。
令和2年1月20日	・実施機関からの書面を受理した。
令和2年2月14日 (第108回審査会)	・審査を行った。
令和2年2月20日	・実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和2年3月12日	・実施機関からの書面を受理した。
令和2年3月18日 (第109回審査会)	・審査を行った。
令和2年3月31日	・実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和2年5月13日	・実施機関からの書面を受理した。
令和2年5月29日 (第110回審査会)	・審査を行った。
令和2年6月19日 (第111回審査会)	・審査を行った。
令和2年7月13日	・実施機関からの書面を受理した。
令和2年7月17日 (第112回審査会)	・審査を行った。

令和2年8月21日 (第113回審査会)	・審査を行った。
令和2年9月18日 (第114回審査会)	・審査を行った。
令和2年10月23日 (第115回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
香取 真理	公立大学法人青森公立大学経営経済学 部教授	
河合 正雄	国立大学法人弘前大学人文社会科学部 准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長 (本件審査回避)
森 雄亮	弁護士	会長職務代理者

(令和2年11月6日現在)